

岩手県告示第158号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 一級河川北上川水系小鳥瀬川

2 指定区間

- (1) 左岸 遠野市土淵町栃内10地割10番4地先（米通川合流点）から遠野市土淵町土淵13地割217番地先（猿ヶ石川合流点）まで
- (2) 右岸 遠野市土淵町栃内11地割30番5地先（米通川合流点）から遠野市松崎町駒木12地割151番4地先（猿ヶ石川合流点）まで